

「狂犬病予防法の特例」について

1. 内容

狂犬病予防法の規定により、犬の所有者は、犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請する義務があり、市町村長は原簿に登録し、犬の鑑札を交付しなければならないと規定されている。また、この犬の登録手数料は、当市手数料条例で1頭につき3,000円と規定している。

一方で、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の一部改正によって、令和4年6月1日から、犬猫等販売業者の所有する犬猫へのマイクロチップ装着やマイクロチップ情報の登録が義務化され、これに併せて「狂犬病予防法の特例」が制度化された。この「狂犬病予防法の特例」制度に本市が参加した場合に、犬の所有者がマイクロチップ情報をオンラインで環境大臣へ登録すると、当該情報が環境大臣から市へ通知され、この通知を受け、犬の登録申請があったものとみなして取り扱うことができ、また、装着されたマイクロチップを鑑札とみなして取り扱うことができることになった。

本市では、令和5年4月1日から、「狂犬病予防法の特例」制度に参加を予定している。この制度における一連の犬の登録手続きでは、窓口での申請受理や鑑札の交付がなくなり、市の事務としては、環境大臣から通知された電子データを取り込み、原簿に登録するのみとなるため、事務が簡素化される。このため、「狂犬病予防法の特例」によるみなし登録の適用がある場合は狂犬病予防法に基づく犬の登録について、手数料を徴収しないことを想定しており、令和5年第1回定例会に手数料条例を一部改正することを予定している。

2. 現状と特例制度参加後の比較

	現状	特例制度参加後
市民	犬の所有者は、動物愛護管理法に基づく環境大臣へのマイクロチップ情報の登録、及び狂犬病予防法に基づく本市への犬の登録の2種の登録を別々に行う必要がある。 本市での狂犬病予防法に基づく犬の登録は、窓口で書面により申請する。	犬の所有者は、オンラインによる動物愛護管理法に基づく環境大臣へのマイクロチップ情報の登録手続きによって、本市への狂犬病予防法に基づく手続も完了する。
市	窓口で狂犬病予防法に基づく犬の登録申請を受け、犬鑑札を交付する。	犬の登録に係る事務負担が軽減される。 簡素化された犬の登録に関する手続によって、狂犬病予防接種の推進が期待される。